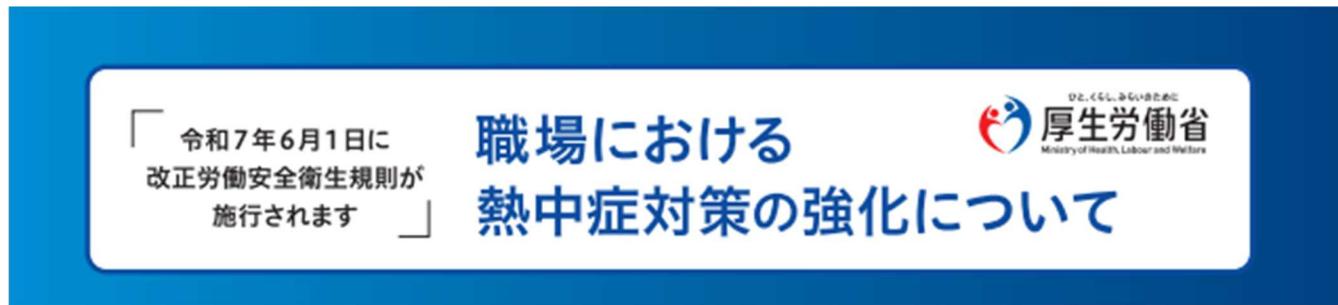
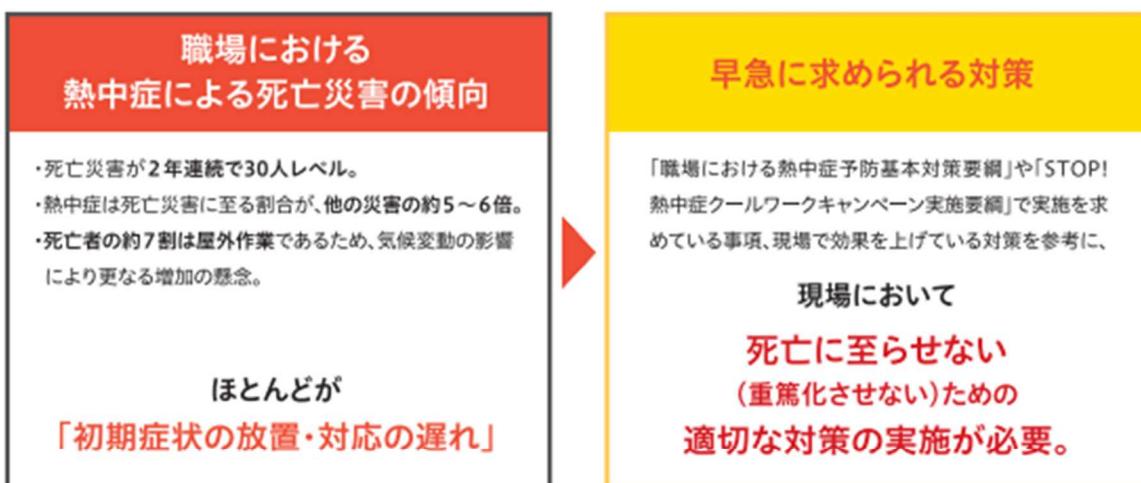


(参考7) 労働安全衛生規則の改正(熱中症の重篤化防止)



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について



### 基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や  
「熱中症のおそれがある作業者を見つける者」が  
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者  
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状  
がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、  
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、  
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が  
事業者に義務付けられます。

2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に  
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、  
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先  
及び所在地等  
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症  
による重篤化を防止するために必要な措置の実施  
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係  
作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。